

## にいがた市民大学「大学コンソーシアム連携講座」実施要領

### (趣旨)

第1条 にいがた市民大学「大学コンソーシアム連携講座」として、「高等教育コンソーシアムにいがた」(以下、「コンソーシアム」という。)が、各高等教育機関の有する専門的な知識、人材を活用した講座を企画・実施し、教育委員会が有する施設・設備や広報手段などを有効に活用することで、市民の高度で専門的な学習要求に対応した学習機会を広く市民に提供する。

### (実施機関)

第2条 コンソーシアムが教育委員会の委託を受けて実施する。

### (コンソーシアムの役割)

第3条 コンソーシアムは、講座実施にあたり、以下の業務を担当する。

- (1) 講座案を企画し、にいがた市民大学事務局に報告する。
- (2) 原則としてコンソーシアムに加盟する高等教育機関から講師を選定する。
- (3) コンソーシアム内に事務局をおき、各講師への交渉、事務手続き、講座プログラム、講座資料の作成、講座の運営等の講座に関わる諸事務は、コンソーシアムの事務局担当者がとりまとめを行うものとする。
- (4) 講座の広報に関わる配布先の検討、配布について、にいがた市民大学事務局に協力する。

### (にいがた市民大学事務局の役割)

第4条 にいがた市民大学事務局は、講座実施にあたり、以下の業務を担当する。

- (1) コンソーシアムが企画した講座案を、運営委員会に報告する。
- (2) 委託料の経費を負担する。
- (3) 講座受講者の募集は、市教育委員会が作成する募集案内等により行う。
- (4) 講座受講者からの受講料徴収事務を行う。

### (講座実施期間、学習形式、回数)

第5条 講座実施期間、学習形式、回数は次のとおりとする。

- (1) 実施期間 前期：5月～8月、後期：10月～翌年2月
- (2) 形式・回数 前期：講義形式10回、後期：ゼミナール形式10回

2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、講座実施期間、学習形式、回数を変更することができる。

### (会場)

第6条 講座の実施会場は、原則として新潟市生涯学習センターとする。

### (受講料)

第7条 受講料は、にいがた市民大学講座実施要領に準じて、前期(10回)10,000円、後期(10回)10,000円とし、教育委員会の収入とする。ただし、講義の回数が講座内容によって異なる場合は、講義1回につき1,000円として換算し、受講料を別に定めることができる。

2 前項に関わらず、特別な事由がある場合、教育委員会は、運営委員会の意見を聞いて、受講料を別に定めることができる。

(委託料)

第8条 委託料は、毎年度予算の範囲以内で市長が定める額とする。

(委託料の支払について)

第9条 講座終了後、履行確認した上で、委託料を支払う。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、にいがた市民大学講座実施要領に準じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。  
(新潟市民大学大学連携講座実施要領の廃止)
- 2 新潟市民大学大学連携講座実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。